

「(仮称)永水クリーンセンター設置事業 環境影響評価方法書」に対する環境
の保全の見地からの鹿児島県知事意見

1 総括事項

- (1) 環境影響評価を実施するに当たっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画及び霧島市の第二次霧島市環境基本計画等に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分勘案するとともに、地域住民等の意見に十分配慮すること。
- (2) 本事業計画の検討に当たり、今後適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の構造又は位置・規模（以下「構造等」という。）、工事用道路（道路の拡幅工事等を含む。以下同じ。）を検討し、環境への影響の回避又は低減に努めること。
また、構造等を決定するに当たり、環境の保全の見地から検討した経緯及び内容については、準備書以降の図書に適切に記載すること。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、複数案の比較を行い、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
また、環境への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、処分場の規模縮小のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。
なお、実施する環境保全措置については、準備書以降の図書に適切に記載すること。
- (4) 環境影響評価を実施するに当たっては、重要な動物の生息や植物の生育が確認されるなど新たな事実が判明した場合には、速やかに県及び霧島市に報告し、協議を行うとともに、必要に応じて専門家などの意見を聴取し、選定項目などの見直し又は追加を検討の上、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 対象事業実施区域の隣接地では、処分場の設置と一連の事業として産業廃棄物中間処理施設（以下「中間処理施設」という。）の設置計画があることから、中間処理施設の存在及び稼働についても環境影響評価の項目に追加するとともに、中間処理施設の工事の実施又は稼働と処分場の工事の実施又は供用との累積的な環境影響が懸念されることから、その影響についても検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (6) また、処分場の一部供用に並行して建設工事を実施する場合、それらの累積的な影響と併せて、中間処理施設の工事の実施又は稼働との累積的な環境影響が懸念されることから、その影響について検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (7) 準備書の作成に当たっては、事後調査（工事中及び供用後の環境の状況を把握するための調査）及び環境監視の要否について検討するとともに、事後調査及び環境監視の結果において、予測範囲を超える影響が確認された場合は、その対処方法を検討すること。

- (8) 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施すること。

また、事業計画、環境調査及び工事内容等に関する情報については、環境影響評価に係る図書をインターネットにおいて継続して閲覧できるようにすることを含め、地域住民等及び霧島市に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと。

2 個別事項

(1) 大気環境に対する影響

ア 対象事業実施区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における大気環境への重大な影響が懸念されることから、工事用資材や廃棄物等(以下「工事用資材等」という。)の搬出入、建設機械、埋立て・覆土用機械及び中間処理施設(以下「建設機械等」という。)の稼働による大気質への影響・騒音・振動について、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全措置を検討し、大気環境への影響を回避又は低減すること。

イ 大気環境への影響については、建設工事等で使用する建設機械等の種類や数量並びに、工事用資材等及び機械の運搬等に用いる車両の種類、台数及び通行経路について、その内容を準備書に具体的に記載すること。

ウ 建設機械等の稼働に係る騒音の調査地点について、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月環境省。以下「調査指針」という。)では、「騒音の現地調査は、対象施設の配置、機器及び機械の配置、敷地境界条件等を考慮し、騒音の影響が大きくなると想定される敷地境界上及び周辺の人家等の位置とする。」とある。

方法書では、設定された調査地点について、処分場から最も近い住居が調査地点として設定されていない地点が存在することから、環境影響を過小に予測するおそれがある。したがって、最も近い住居(C1)を調査地点に追加することを検討し、その結果を準備書に記載すること。

エ 道路交通騒音・振動調査地点について、方法書では、主要地方道都城隼人線及び市道狩川～梅ノ木線に面した対象事業実施区域の周辺の集落等を調査地点として設定しているが、主要地方道都城隼人線の北側及び市道狩川～梅ノ木線の東側にも、道路に面して集落等が存在することから、環境影響を過小に予測するおそれがある。したがって、主要地方道都城隼人線の北側及び市道狩川～梅ノ木線の東側に調査地点を追加することを検討し、その結果を準備書に記載すること。

オ 埋立て・覆土用機械の稼働に係る粉じんの調査時期について、調査指針では、「調査時期は、粉じんの発生が想定される時期において、1～2週間程度とする。」とある。

方法書では、各季9時間のみ調査を行うこととしているが、測定時期を減じた理

由の記載がなく、調査指針に適合するか否か不明である。そのため、測定時期を減じた理由を準備書に記載し、調査指針に適合することを明らかにすること。

また、調査指針に適合しない場合は、適切な期間において、再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。

(2) 水環境に対する影響

ア 対象事業実施区域の周辺には、農業用水の取水河川及び内水面漁業権が設定された河川を含む複数の河川が存在しており、土地の改変に慎重を要する区域である。

本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、地形条件等を考慮し、工事の影響を適切に把握できる地点を調査地点に設定した上で適切に調査、予測及び評価を行うとともに、工事中の水環境のモニタリングの実施及び土砂・濁水の流出を最小限に抑えるための土砂流出防止措置の検討を実施し、水環境への影響を回避又は低減すること。

また、調整池などの環境保全措置については、その規模、算定根拠及び維持管理の方法を準備書に記載すること。

イ 地下水（浸透水）の調査地点について、方法書では1地点（F3）でのみ調査することとしているが、当該地点より北側の対象事業実施区域は集水域が異なることから、環境影響を過小に予測するおそれがあるため、F2を地下水（浸透水）の調査地点に追加し、調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

ウ 湧水、井戸水及び河川の利用状況について、地域住民へのヒアリング等により利用実態の把握に努めるとともに、事業の実施による湧水、井戸水及び河川の水質及び地下水の流れに与える影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

(3) 動物・植物・生態系に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、ヤイロチョウ、フクレギンダなどが生息・生育している可能性があることから、動植物に対する影響が懸念される。

処分場の構造等及び工事用道路の検討に当たっては、霧島市及び専門家等の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、動植物への影響を回避又は低減すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、コウモリ類を含む哺乳類の本格的な調査がなされていないことから、未知種も想定して適切に調査を行うとともに、今後の詳細な調査で、対象事業実施区域内に種の保存法及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）で指定されている種が確認された場合、国及び県との協議を行うこと。

イ 哺乳類の調査方法について、方法書では、フィールドサイン法、トラップ法、自動撮影法、コウモリ類については、目撃法、バットディテクター法による確認を行うこととしている。

対象事業実施区域及びその周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく国指定天然記念物「ヤマネ」の生息が確認されていることから、ヤマネについては、地上高2メートル程度の位置に巣箱を設置の上、自動撮影法（巣箱から1～2メートル離して設置）による調査を各季2週間以上行うことを検討し、その結果を準備書に記載すること。

また、コウモリ類については、目撃法では種判別が難しい場合があることから、追加で捕獲調査（ハープトラップ又はカスミ網）を各季の夜間に数日行うことを検討し、その結果を準備書に記載すること。

ウ 水生生物の現地調査について、方法書では魚類・甲殻類・貝類は年2回（春～夏季、秋季）、底生生物は年2回（早春、春～夏季）実施することとしているが、水生生物において、春季から夏季は繁殖期、新規加入期、成長期などの生活史における重要な時期であり、この時期は1回の調査だけでは、水生生物の概要を評価する上で不十分であること、また、特に水生昆虫においては、秋から春にかけて多数出現するため冬の調査は必須であることから、水生生物の現地調査については、各季（年4回）実施することを検討し、その結果を準備書に記載すること。

エ 陸域生態系に係る具体的な調査及び予測の手法が記載されていないところであるが、準備書においては、これらを明確に記載するとともに、適切な調査、予測及び評価を行い、実施する環境保全措置と併せて記載すること。

なお、調査を行うに当たっては、適切な調査地点・期間を設定するとともに、その理由を準備書に記載すること。

オ 処分場の設置に伴う森林伐採などの土地の改変により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行い、森林伐採による生態系への影響を回避又は低減すること。

また、法面等の緑化においては、生態系への影響を回避又は低減すること。

(4) 景観に対する影響

ア 対象事業実施区域の周辺は、「霧島神宮展望所」や「姪良火山」など主要な眺望点、景観資源が存在しており、眺望景観等への影響が懸念される。

処分場の構造等の検討に当たっては、鹿児島県景観条例（平成19年鹿児島県条例第62号）の基本理念及び霧島市の意見を十分踏まえ、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、処分場について、フォトモニター等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観等への影響を回避又は低減すること。

眺望景観等への影響の回避又は十分な低減ができない場合は、処分場の規模の縮

小のほか、事業計画の見直しを含めて検討すること。

イ 調査地点の選定に当たっては、鹿児島県環境影響評価技術指針（平成12年鹿児島県告示第466号）第8条に基づく参考手法によって行い、また、主要な眺望点（表3-30）などを調査地点に追加することを検討の上、調査地点ごとの選定理由を準備書に具体的に記載すること。

ウ 霧島市の意見を踏まえ、JR日豊本線及び主要地方道都城隼人線からの地点について、主要な眺望点への追加を検討の上、その結果を準備書に記載すること。

(5) 廃棄物等に係る影響

本事業計画の今後の検討に当たっては、建設残土及び廃棄物の発生量を可能な限り抑制する計画とするとともに、建設残土については発生量、処分方法及び処分場所を、廃棄物については種類ごとの発生量及び処分方法を準備書に具体的に記載すること。

(6) その他

ア 地球温暖化防止の観点から、工事の実施における温室効果ガスの排出削減について、検討すること。

イ 建設残土（処分場内に仮置きする覆土用の土砂を含む。）や工事用資材等の置き場については、水環境、動物、植物及び生態系等への影響を及ぼす場合が考えられることから、水道水源の位置に留意の上、必要に応じて水道事業者や専門家等へ意見聴取し、調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。

ウ 事業実施に当たっては、処分場の工事の実施及び供用時における風化土層の崩壊・流出、斜面維持に係る調査を行うとともに、地質や含有する重金属等の有害物質についても調査を行い、適切に予測及び評価を行うこと。